

議案第5号

加西市議会の議員定数と報酬を定める条例の制定について

加西市議会の議員定数と報酬を定める条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市議会の議員定数と報酬を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行財政改革を踏まえた加西市議会の議員定数と報酬の見直しを図ることを目的とする。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年加西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「451,000円」を「480,000円」に、「380,000円」を「430,000円」に、「350,000円」を「400,000円」に改める。

(加西市議会の議員の定数を定める条例の一部改正)

第3条 加西市議会の議員の定数を定める条例(平成12年加西市条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「15人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

(審議資料)

加西市特別職報酬等審議会の答申、議員のなり手不足の解消、近隣市の状況及び行財政改革等を踏まえ、加西市議会の議員定数と議員報酬の見直しを図ることを目的として、条例を制定するもの。

【概要】

(1) 議会議員の報酬月額改正 (第2条)

区分	現行	改正案	施行日
議長	451,000 円	480,000 円	令和8年4月1日
副議長	380,000 円	430,000 円	
議員	350,000 円	400,000 円	

(2) 議会議員の定数改正 (第3条)

	現行	改正案	施行日
定数	15 人	12 人	施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から